**平成２５年（フ）第５０号**
愛媛県大洲市五郎甲2546番地19
債務者　長田　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２５年（フ）第３５０号**
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目38番15―104号　アーバンライフ小豆餅、前住所静岡県浜松市浜北区善地415番地
債務者　松島　溥忠
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４１１号**
静岡県浜松市北区三方原町920番地の11
債務者　宮地将一朗
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４３１号**
静岡県浜松市西区入野町16132番地の11　コーポプランタン102
債務者　平山　和久
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４２９０号**
大阪市淀川区三津屋南２丁目12番18号　スカイルナ702号
債務者　黒木　　渚（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４３７９号**
大阪市西成区天下茶屋東１丁目15番７号、前住所大阪市阿倍野区松崎町３丁目６番32―402号
債務者　吉川　友雅
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４３７号**
大阪市東淀川区下新庄４丁目９番７号
債務者　戸賀　秀茂
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６１２号**
東京都八王子市横川町７番地２マリオン八王子201号
債務者　斉藤　友晴
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４３５１号**
大阪府箕面市西小路４丁目５番９号
債務者　西本　直和
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１４８号**
広島県福山市新涯町５丁目31番39号
債務者　池口　直也
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第７６号**
栃木県栃木市大平町西野田127番地17
債務者　関根　正人
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第８１号**
栃木県小山市大字間々田2453番地14
債務者　入江　幸夫
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第１６７号**
北海道帯広市西10条南28丁目５番地７　コーポ栄Ｄ号室
債務者　佐川百合子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第１３３号**
沖縄県うるま市みどり町５丁目16番９―305号　トーマスマンション具志川Ⅰ
債務者　宮城　法夫
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第６１０号**
埼玉県戸田市大字新曽896番地１
破産者　有限会社野崎組
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係